厚生労働大臣 細川 律 夫 様

社団法人 北海道消費者協会 会 長 橋 本 智 子

「食」の安全・安心と消費者が分かり易い食品表示を求める要請書

私たち消費者が「食」に強く求めているのは、「安全、安心」と商品選択のための「分かりやすい表示」です。

つきましては、下記の事項について積極的に取り組まれますよう要請致します。

記

- 一、米国産牛肉の輸入では現在、BSEの危険物質が蓄積しやすい頭部や脊柱 などの特定危険部位を除去することを条件に「月齢20カ月以下」の肉を輸 入していますが、これまでも脊柱等が混じっていた例が10数回もあり、安 心できる状況にはありません。厳格な検査の継続を望みます。
- 一、遺伝子組換え作物に対する国民の不安が依然として根強いことから、意図 せざる混入割合の5%以下を1%以下に改めるべきです。

さらに、遺伝子組換え作物を使用した食品すべてに、ヨーロッパと同じく 遺伝子組換え作物使用の旨の表示を義務づけることを強く求めます。

一、国産の食品を求めようにも、現在の表示制度では不十分であり、消費者の 知る権利、選ぶ権利が保障されているとはいえません。

加工食品の原料原産地表示を、すべての食品の主要原材料に義務化すべきです。

消費者に情報を十分に提供することは、企業への信頼が高まることであり、 メリットは大きいと考えます。国産の食品をしっかり選べるのは「食」の安全・安心にも、さらには現在40%にとどまる我が国の食料自給率を高める ことにもつながります。

一、現在、食品の表示に係わる法律には、食品衛生法、JAS法、景品表示法等がありますが、これらの複雑に分かれている表示制度の一本化を求めます。 さらに、原材料と食品添加物が区別されずに表示する現行の加工食品の表示制度を改め、消費者が一目で判断できるよう区分した表示を求めます。 農林水産大臣 鹿野道彦様

社団法人 北海道消費者協会 会 長 橋 本 智 子

「食」の安全・安心と消費者が分かり易い食品表示を求める要請書

私たち消費者が「食」に強く求めているのは、「安全、安心」と商品選択のための「分かりやすい表示」です。

つきましては、下記の事項について積極的に取り組まれますよう要請致します。

記

- 一、米国産牛肉の輸入では現在、BSEの危険物質が蓄積しやすい頭部や脊柱などの特定危険部位を除去することを条件に「月齢20カ月以下」の肉を輸入していますが、これまでも脊柱等が混じっていた例が10数回もあり、安心できる状況にはありません。厳格な検査の継続を望みます。
- 一、遺伝子組換え作物に対する国民の不安が依然として根強いことから、意図 せざる混入割合の5%以下を1%以下に改めるべきです。

さらに、遺伝子組換え作物を使用した食品すべてに、ヨーロッパと同じく 遺伝子組換え作物使用の旨の表示を義務づけることを強く求めます。

一、国産の食品を求めようにも、現在の表示制度では不十分であり、消費者の 知る権利、選ぶ権利が保障されているとはいえません。

加工食品の原料原産地表示を、すべての食品の主要原材料に義務化すべきです。

消費者に情報を十分に提供することは、企業への信頼が高まることであり、 メリットは大きいと考えます。国産の食品をしっかり選べるのは「食」の安全・安心にも、さらには現在40%にとどまる我が国の食料自給率を高めることにもつながります。

一、現在、食品の表示に係わる法律には、食品衛生法、JAS法、景品表示法等がありますが、これらの複雑に分かれている表示制度の一本化を求めます。 さらに、原材料と食品添加物が区別されずに表示する現行の加工食品の表示制度を改め、消費者が一目で判断できるよう区分した表示を求めます。 消費者庁長官
福嶋浩彦様

社団法人 北海道消費者協会 会 長 橋 本 智 子

「食」の安全・安心と消費者が分かり易い食品表示を求める要請書

私たち消費者が「食」に強く求めているのは、「安全、安心」と商品選択のための「分かりやすい表示」です。

つきましては、下記の事項について積極的に取り組まれますよう要請致します。

記

- 一、米国産牛肉の輸入では現在、BSEの危険物質が蓄積しやすい頭部や脊柱などの特定危険部位を除去することを条件に「月齢20カ月以下」の肉を輸入していますが、これまでも脊柱等が混じっていた例が10数回もあり、安心できる状況にはありません。厳格な検査の継続を望みます。
- 一、遺伝子組換え作物に対する国民の不安が依然として根強いことから、意図 せざる混入割合の5%以下を1%以下に改めるべきです。

さらに、遺伝子組換え作物を使用した食品すべてに、ヨーロッパと同じく 遺伝子組換え作物使用の旨の表示を義務づけることを強く求めます。

一、国産の食品を求めようにも、現在の表示制度では不十分であり、消費者の 知る権利、選ぶ権利が保障されているとはいえません。

加工食品の原料原産地表示を、すべての食品の主要原材料に義務化すべきです。

消費者に情報を十分に提供することは、企業への信頼が高まることであり、 メリットは大きいと考えます。国産の食品をしっかり選べるのは「食」の安全・安心にも、さらには現在40%にとどまる我が国の食料自給率を高めることにもつながります。

一、現在、食品の表示に係わる法律には、食品衛生法、JAS法、景品表示法等がありますが、これらの複雑に分かれている表示制度の一本化を求めます。 さらに、原材料と食品添加物が区別されずに表示する現行の加工食品の表示制度を改め、消費者が一目で判断できるよう区分した表示を求めます。